

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(1) 水環境の監視、調査の推進

① 河川、湖沼、海域等の公共用水域のモニタリング・調査研究及び情報発信

(1) 事業目的

① 公共用水域の水質

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

② 海水浴場遊泳適否調査

島根県では、県下の水浴場の水質等の現状を把握し、快適で安全な遊泳環境の確保を図るため、水浴場の水質調査を県独自に実施し、衛生上の見地から利用の適否を判定しています。

③ その他水質関係調査

環境省が定めている「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬等の事態把握に努めています。

(2) 取組状況

① 公共用水域の水質

ア 環境基準の類型指定状況

環境基本法※1は、水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準を定めることとしています。

人の健康の保護に関する環境基準※2は、全公共用水域を対象に全国一律に定められていますが、生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとにその利用目的や今後のあるべき姿を勘案して類型指定を行うこととなっています。

本県における令和2年度末現在の類型指定状況は、13河川(21水域)、3湖沼(3水域)、10海域(10水域)、合計34水域です。(資料編：表1)

イ 健康項目 ※3

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)カドミウム等27項目について、11河川、3湖沼、10海域の全59地点で測定したところ、すべての地点で環境基準を達成していました。

ウ 生活環境項目 ※4

県内の72河川、3湖沼、10海域において、水質汚濁の程度を表す生物化学的酸素要求量(BOD)※5又は化学的酸素要求量(COD)※6、全窒素(TN)、全りん(TP)等、生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について測定しました。このうち環境基準の類型をあてはめている(13河川21水域)、3湖沼(3水域)及び10海域(10水域)における環境基準の達成状況は以下のとおりです。

○河川

有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの環境基準の達成状況をみると、21水域中17水域で達成しており、達成率は約81%（令和元年度は約90%）となっています。（資料編：表2）

また、類型が未指定の中小59河川（103地点）のうち、BODを測定している106地点について、参考までに環境基準と比較すると、A類型以上（BOD 2mg/l 以下）の水質の地点が77地点（約73%）を占めました。

○湖沼

中海、宍道湖及び神西湖の3湖沼（3水域）における、有機汚濁の代表的な水質指標であるCODや、TN、TPの環境基準の達成状況をみると、3湖沼とも、いずれの項目も環境基準を達成しませんでした（資料編：表3）。中海及び宍道湖では湖沼水質保全特別措置法※7に基づく湖沼水質保全計画※8に基づき、水質目標を定め、総合的に対策を進めています。神西湖についても水環境保全指針に基づき対策を進めています。

○海域

有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準の達成状況をみると、10水域中10水域で環境基準を達成しており、達成率は100%（令和元年度は90%）となっています。（資料編：表4）

エ その他の項目

環境基準項目以外の要監視項目について、5河川、1湖沼で測定しましたが、指針値を超えたものはありませんでした。

② 海水浴場遊泳適否調査

遊泳期間前に16海水浴場でCOD、ふん便性大腸菌群数等7項目の水質調査を実施した結果、環境省が示す水浴場水質判定基準（5区分）によると、全16海水浴場において「水質AA」でした。

③ その他水質関係調査

令和2年度は、1（1）ゴルフ場 計2（2）地点で調査を実施（年1回）した結果、全地点で指針値を超える検出はありませんでした。

※（ ）は松江市分

※島根県においては必要に応じて調査を実施しており、令和2年度は調査を実施しておりません。

(3) 参考情報

① 島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

② 島根県HP（海水浴場調査結果）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/kaisuiyoku/>

《用語解説》

※1 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

※2 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

※3 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等27項目が定められています。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目が設定されています。

※4 生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めています。

※5 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示します。

※6 科学的酸素要求量（COD）

化学的酸素要求量のこと。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど有機物が多いことを示します。

※7 湖沼水質保全特別措置法

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律。

【担当課】

| | |
|-----------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| (主) 環境政策課 | 0852-22-6379 |